

議案第 6 号

美唄市郷土史料館管理規則の一部改正の件

美唄市郷土史料館管理規則の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 1 月 26 日提出

美唄市教育委員会

教育長 石塚 信彦

美唄市郷土史料館管理規則の一部を改正する規則

美唄市郷土史料館管理規則(昭和 56 年教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書を削り、同項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、同条第 2 項ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

美唄市郷土史料館管理規則新旧対照表

新	旧
本則 (入館料等の免除) 第 6 条 条例第 5 条の規定により入館料又は使用料(以下「入館料等」という。)を免除できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 _____ _____ (1) (略) (削る) (削る) (2) (略) 2 前項の規定に該当し、入館料等の免除を受けようとする者は、あらかじめ郷土史料館入館料等免除申請書(別記様式第 2 号)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。 _____ _____ _____	本則 (入館料等の免除) 第 6 条 条例第 5 条の規定により入館料又は使用料(以下「入館料等」という。)を免除できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。<u>ただし、第 3 号の規定による使用料については、この限りでない。</u> (1) (略) (2) <u>小学校又は中学校の教育活動に使用するとき。</u> (3) <u>障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に定める障がい者及びその介助等を行う同行者が使用するとき。</u> (4) (略) 2 前項の規定に該当し、入館料等の免除を受けようとする者は、あらかじめ郷土史料館入館料等免除申請書(別記様式第 2 号)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。<u>ただし、前項第 3 号の規定に該当するときは、これを省略するものとする。</u>

○美唄市郷土史料館管理規則

(昭和 56 年 3 月 25 日教育委員会規則第 5 号)

改正	昭和 57 年 3 月 10 日教育委員会規則第 5 号	昭和 57 年 5 月 29 日教育委員会規則第 17 号
	昭和 57 年 12 月 14 日教育委員会規則第 21 号	昭和 59 年 3 月 6 日教育委員会規則第 3 号
	平成元年 10 月 13 日教育委員会規則第 13 号	平成元年 10 月 13 日教育委員会規則第 14 号
	平成 3 年 8 月 6 日教育委員会規則第 7 号	平成 4 年 10 月 26 日教育委員会規則第 9 号
	平成 17 年 2 月 18 日教育委員会規則第 2 号	平成 21 年 2 月 18 日教育委員会規則第 8 号
	平成 21 年 9 月 28 日教育委員会規則第 13 号	平成 28 年 2 月 15 日教育委員会規則第 1 号
	令和 2 年 9 月 30 日教育委員会規則第 8 号	令和 3 年 4 月 23 日教育委員会規則第 5 号
	令和 5 年 12 月 28 日教育委員会規則第 9 号	--年--月--日教育委員会規則第--号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美唄市郷土史料館設置条例(昭和 56 年条例第 3 号。以下「条例」という。)に基づき、美唄市郷土史料館(以下「史料館」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 史料館の行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 郷土の歴史、民俗、産業及び自然科学等に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 資料に関する専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 資料についての案内書、解説書、目録及び調査研究の報告書等を作成し、頒布すること。
- (4) 市内小・中学校の教育課程に基づく郷土学習に協力すること。
- (5) 学術調査研究者に対する指導、助言を行うこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、館長が特に必要と認めた事業

(協力員)

第 2 条の 2 第 2 条の事業を行うため、協力員を置き、教育委員会(以下「委員会」という。)がこれを委嘱する。

(開館時間)

第 3 条 史料館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、史料館の運営上、必要があると認めたときは、当該時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 史料館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- (3) その他館長が特に必要と認めたとき。

(専用使用の承認)

第 4 条の 2 史料館の施設を専用使用しようとする者は、使用日の 5 日前までの間にあらかじめ郷土史料館専用使用承認申請書(別記様式第 1 号)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(入館の制限)

第 5 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 施設、設備、展示資料等を破損し、又は汚損するおそれがあると認められる者

(入館料等の免除)

第 6 条 条例第 5 条の規定により入館料又は使用料(以下「入館料等」という。)を免除できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は委員会が主催する行事のとき。
- (2) その他委員会が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定に該当し、入館料等の免除を受けようとする者は、あらかじめ郷土史料館入館料等免除申請書(別記様式第 2 号)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(寄贈寄託資料の処理)

第 7 条 公開の目的をもって、所有者から資料の寄贈又は寄託の申し出があったときは、委員会が当該資料を選定し、寄贈又は寄託に応ずるか否かを決定するものとする。

2 委員会は、資料の寄託を承認したときは、その資料と引き換えに寄託資料預書(別記様式第 3 号)を寄託者に交付するものとする。

(寄託資料の損失責任)

第 8 条 天災、その他不可抗力によって生じた寄託資料の損失に対して委員会は、その責を負わない。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 10 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 5 月 29 日教育委員会規則第 17 号)

この規則は、昭和 57 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 12 月 14 日教育委員会規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 3 月 6 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 10 月 13 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 10 月 13 日教育委員会規則第 14 号)

この規則は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 8 月 6 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 10 月 26 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月 18 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 18 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 28 日教育委員会規則第 13 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 15 日教育委員会規則第 1 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 30 日教育委員会規則第 8 号)
この規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 23 日教育委員会規則第 5 号)
この規則は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 28 日教育委員会規則第 9 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(---年--月--日教育委員会規則第--号)
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 4 条の 2 関係)

郷土史料館専用使用承認申請書
[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 6 条関係)

郷土史料館入館料等免除申請書
[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 7 条関係)

寄託資料預書
[別紙参照]